

(表)
住 宅 困 窮 状 況 申 告 書

(該当する事項を○で囲んでください。)

- (1) 現住宅が住居として不適當である。
- イ 住宅が倒壊する恐れがあり、その他危険な状態の住宅に居住している。
 - ロ バラック建て住宅に居住している。
 - ハ 転用住宅に居住している。
- (2) 生活上著しく不便な住宅に住んでいる。
- イ 炊事場、便所、給水の3設備が共用している。
 - ロ 上記3設備のうち2設備が共用している。
 - ハ 上記3設備のうち1設備のみが共用している。
- (3) 住宅がないため家族と別居している。
- イ 夫婦又は子と別居している。
 - ロ 扶養を要する親又は兄弟姉妹と別居している。
 - ハ 婚約が成立しているが住宅がないため結婚できない。
- (4) 過密住宅に住んでいる。
- イ 1人あたり1.3畳未満である。
 - ロ 1人あたり1.3畳以上1.6畳未満である。
 - ハ 1人あたり1.6畳以上2.0畳未満である。
 - ニ 1人あたり2.0畳を越えているが15歳以上の者が3人以上で1室に居住している。
 - ホ 1人あたり2.0畳を越えているが15歳未満の者を含む3人以上で1室に居住している。
- (5) 立退要求を受けている。
- イ 裁判上の判決、和解又は調停の成立により明渡しが決裁済みである。
 - ロ 定年退職等自己都合以外の理由により社宅等から立退くことが必要である。
 - ハ 立退問題について裁判係争中である。
 - ニ 立退きを要求されている。(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (6) 遠距離通勤者である。
- イ 通勤に要する距離が片道50km以上である。
 - ロ 通勤に要する距離が片道35km以上50km未満である。
 - ハ 通勤に要する距離が片道25km以上35km未満である。
 - ニ 通勤に要する距離が片道15km以上25km未満である。

(裏)

(7) 過大住居費である。

- イ 現に支払っている家賃の額が、条例第2条第3号に規定する収入（以下「収入」という。）に対して30%を超えている。
- ロ 現に支払っている家賃の額が、収入に対して20%を超えている。

(8) その他特殊事情がある。

- イ 親族以外の世帯と同居している。
- ロ 親族の世帯が3世帯同居している。
- ハ 災害により住宅がない。
- ニ 公共事業の執行により立ち退きを必要としているが移転先がない。
- ホ その他

[]

この申告書に記載した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約いたします。
また、私（入居予定者を含む。）は暴力団員ではありません。暴力団員でないこと
について、福島県郡山北警察署へ照会することに同意いたします。
なお、記載した事項が事実と相違ある場合は、申込みを無効とされても異議あり
ません。

令和 年 月 日

本宮市長 高松義行様

住所 _____
申込者 _____
氏名 _____